



盛 土 規 制 法 に 基 づ く
許 可 申 請 等 の 手 引 き

令和 7 年 4 月

鹿児島県土木部

盛土規制法に基づく 許可申請等の手引き

第1章 総則	P1
1-1 用語の説明	P1
1-2 適用及び運用	P1
第2章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	P2
2-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的	P2
2-2 規制区域について	P2
第3章 用語の定義	P7
3-1 「宅地造成」とは	P7
3-2 「特定盛土等」とは	P7
3-3 「崖」とは	P8
3-4 「土地の形質の変更」とは	P8
3-5 「土石の堆積」とは	P10
第4章 盛土等に関する工事の許可等	P11
4-1 盛土等に関する工事の許可申請・届出手続の要否	P11
4-2 許可を要する工事	P12
4-3 (特定盛土等規制区域)届出を要する工事	P13
4-4 許可又は届出を要しない工事	P15
4-5 国又は都道府県等の特例	P20
4-6 都市計画法による許可の特例	P21
4-7 許可申請・届出に係る工事面積	P22
4-8 一体造成等について	P23
第5章 工事に関する許可・届出等の手続	P25
5-1 許可申請に係る手続の流れ	P25
5-2 申請書等提出方法	P27
5-3 許可基準	P31
5-4 事前協議	P32
5-5 許可申請又は届出に必要な書類	P35
5-6 住民への周知	P45
5-7 土地所有者等の同意	P48
5-8 工事主の資力・信用	P49
5-9 工事施行者の能力	P50
5-10 設計者の資格	P51
5-11 許可申請手数料	P51
5-12 許可又は不許可の通知	P52
5-13 許可・届出情報の公表	P53
5-14 許可工事の中止・再開・廃止	P54
5-15 標識の掲示	P56
5-16 工事着手届	P57
5-17 許可の変更等	P58
5-18 検査等	P60
5-19 その他の届出	P72

第6章 区域指定時着手済工事の届出	P73
6-1 土地の形質変更の場合	P73
6-2 土石の堆積の場合	P74
6-3 計画範囲	P75
6-4 区域指定時着手済工事に関する情報の公表	P75
6-5 変更届出書についての留意点	P76
第7章 工事の技術的基準	P77
7-1 適用範囲	P77
7-2 技術的基準	P77
7-2-1 地盤	P78
7-2-2 切土	P79
7-2-3 盛土	P81
7-2-4 法面保護工及びその他の地表面の措置	P95
7-2-5 擁壁の設置	P98
7-2-6 擁壁の構造	P99
7-2-7 練積み造擁壁標準図	P118
7-2-8 排水施設	P122
7-2-9 崖面崩壊防止施設の設置	P126
7-2-10 土石の堆積	P128
7-3 留意事項	P133
7-3-1 工事施工中の防災対策	P133
7-3-2 二次造成の禁止	P137
7-3-3 自然崖に近接してなされる宅地造成の取扱い	P137
第8章 その他	P139
8-1 盛土規制法に関する許可申請書等提出先	P139
8-2 提出先・提出部数一覧	P141
8-3 適合証明書の発行	P147
8-4 標準処理期間	P148
8-5 手数料	P149
8-6 不法・危険盛土等に対する行政処分と罰則	P150
8-7 規制対象行為や許可不要工事等に関するQ & A	P152
8-8 他法令に関する許認可・届出事務一覧	P160
8-9 申請書等様式	P178
8-10 許可申請書の記載例及び記入方法	P258

第 1 章 総則

1－1 用語の説明

本手引きで使用する用語は、次のとおりとします。

- 1 盛土規制法、法：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- 2 政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）
- 3 省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）
- 4 県細則：鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 37 年 7 月 18 日規則第 64 号）
- 5 運用基準：宅地造成及び特定盛土等規制法令に基づき許可権者が定める審査基準
- 6 盛土等：宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称

1－2 適用及び運用

本手引は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用し、中核市である鹿児島市を除く鹿児島県内全市町村に適用します。

ただし、当該行為に関して他の法令による規制がある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。

また、本手引の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができます。

本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

なお、長島町においては、受付を含む全ての許可業務などを、県からの権限移譲により実施することとしており、本手引きにおいて「知事の許可」と記載している部分については、長島町においては「長島町長の許可」と読み替えることとします。（長島町内の工事に係る事前協議及び問合せは、長島町建設課へご連絡ください。）

第2章 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

2-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の目的（法第1条）

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

また、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害のように、全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっています。こういった状況を踏まえ、この法律では盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」の法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等は全国一律の基準で包括的に規制されています。

2-2 規制区域について（法第4条）

鹿児島県では、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況等に関する調査を行い、その調査結果を基に、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定します。

2-2-1 本県の規制区域について

1 規制区域の指定状況

本県では令和7年5月1日に以下の規制区域を指定します。

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼしうるエリアを指定

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



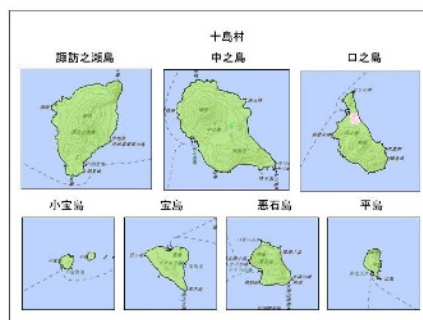
参考図：盛土規制法規制区域のイメージ

URL : <http://www.pref.kagoshima.jp/moridokiseihou/moridokiseihou.html>





宅地造成等工事規制区域 及び特定盛土等規制区域図 ※鹿児島市を除く



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 行政界

【令和7年5月1日指定】

測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R6.JHf165
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

2－2－2 盛土等に関する工事の許可（法第 12 条第 1 項，法第 30 条第 1 項）

- 1 規制区域が指定されると宅地造成等工事規制区域内や，特定盛土等規制区域内において行われる盛土等に関する工事については，工事主は工事に着手する前に，知事の許可を受けなければなりません。
- 2 盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして，政令第 5 条または第 29 条に定められている工事については，許可は不要です。
（4－4 「許可又は届出を要しない工事」も参照ください。）

2－2－3 土地の保全義務（法第 22 条，法第 41 条）

- 1 規制区域内の土地の所有者，管理者又は占有者は，災害が生じないように，その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。
- 2 知事は，規制区域内の土地について，盛土等に伴う災害の防止のために必要があると認められる場合は，その土地の所有者，管理者，占有者，工事主又は工事施行者に対し，擁壁等の設置又は改造その他盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができます。

第3章 用語の定義

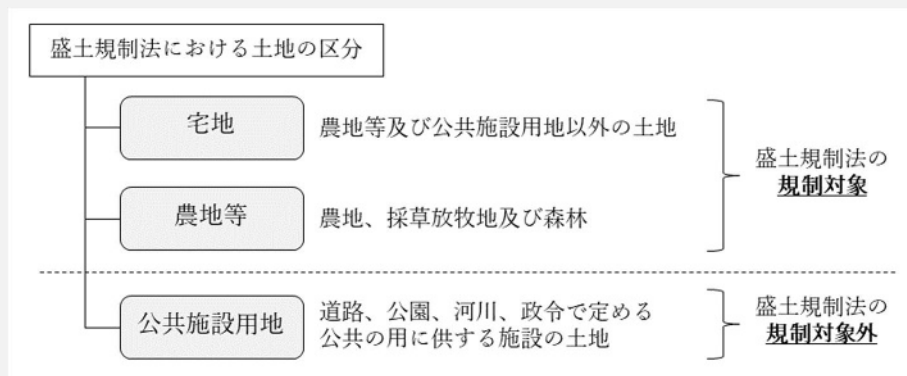
3-1 「宅地造成」とは(法第2条第2号)

宅地造成とは、「宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるもの」をいいます。

なお、政令で定める「土地の形質の変更」は、3-4『土地の形質の変更』とは」のとおりとなります。

※「宅地」とは

宅地等の定義は、下図のとおりです。



※「公共の用に供する施設」とは(政令第2条，省令第1条)

公共の用に供する施設とは、次に掲げる施設です。

道路（林道等含む），公園，河川（ダム，頭首工等含む），砂防設備，地滑り防止施設，海岸保全施設，津波防護施設，港湾施設，漁港施設，飛行場，航空保安施設，鉄道，軌道，索道，無軌条電車の用に供する施設

雨水貯留浸透施設，農業用ため池，防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設，

国又は地方公共団体が管理する次の施設

（学校，運動場，緑地，広場，墓地，廃棄物処理施設，水道，下水道，
営農飲雑用水施設，水産飲雑用水施設，農業集落排水施設，
漁業集落排水施設，林地荒廃防止施設，急傾斜地崩壊防止施設）

3-2 「特定盛土等」とは(法第2条第3号)

「特定盛土等」とは、宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいいます。

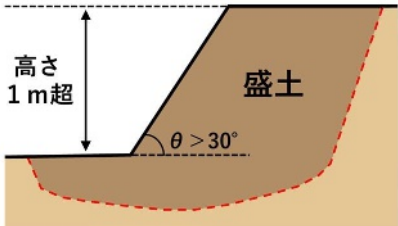
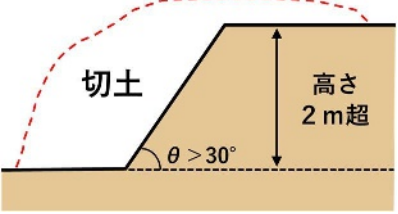
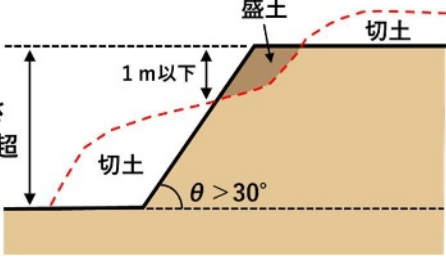
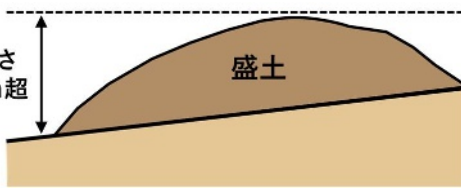
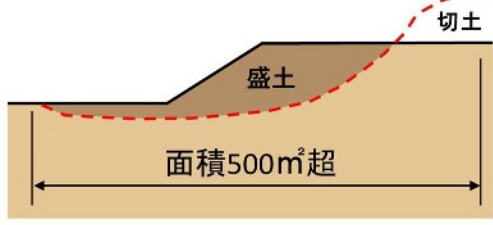
なお、政令で定める「土地の形質の変更」は、3-4のとおりとなります。

3-3 「崖」とは(政令第1条)

「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。

3-4 「土地の形質の変更」とは(政令第3条)

「土地の形質の変更」は、次の5つのいずれかに該当する工事になります。

① 盛土で1 mを超える崖 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	 高さ1 m超 $\theta > 30^\circ$ 盛土
② 切土で2 mを超える崖 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	 高さ2 m超 $\theta > 30^\circ$ 切土
③ 盛土・切土で2 mを超える崖 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①，②を除く）	 高さ2 m超 1 m以下 $\theta > 30^\circ$ 盛土 切土
④ 盛土高さが2 mを超える 盛土で高さが2m超となるもの（①，③を除く） ※崖を生じないもの	 高さ2 m超 盛土
⑤ 盛土・切土の面積が500 m²を超える 盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超となるもの（①～④を除く）	 面積500m²超 盛土 切土 （盛土又は切土のみの場合も含む） 【県細則の規定】（県細則第26条） 工事を行う前の地盤面と工事後の表面の標高差が50 cmを超え，工事面積が500 m²を超える場合は，許可が必要となります。

【運用基準】

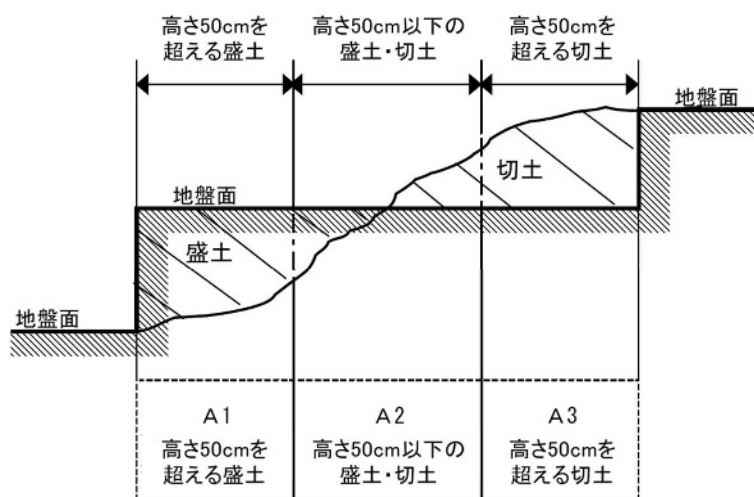
上記⑤「盛土・切土の面積が 500 m²を超える場合」の高さと面積について、本県では下記のとおり取り扱います。

・「盛土又は切土の高さ」について

盛土等を行う土地の一部において、工事を行う前の地盤面と工事後の表面の標高差が 50 cmを超える盛土又は切土を行う場合は、「形質の変更」が行われるものとします。

・「面積」について

盛土又は切土の高さが 50cm を超える部分と 50cm 以下の部分を合わせた範囲の面積が 500 m²を超える場合は、許可が必要となります。

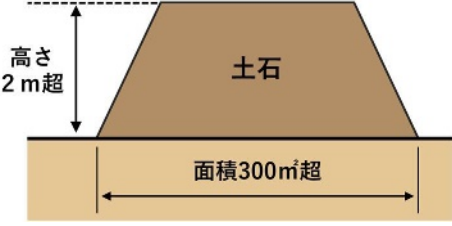


A 1 + A 2 + A 3 > 500m² : 許可が必要

※工事区域の一部において、高さが 50cm を超える盛土又は切土が生じた場合、
(図面 A1, A3 の部分) は、それ以下の部分 (図面 A2 の部分) も含めた全ての
面積が 500 m²を超える場合は、許可が必要となります。

3-5 「土石の堆積」とは(政令第4条)

「土石の堆積」は、次の2つのいずれかに該当する工事になります。

① 高さが2mを超える土石の堆積 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	 The diagram shows a trapezoidal pile of stones (土石) on a rectangular base. A vertical arrow on the left indicates the height is '高さ 2m超' (over 2m). A horizontal arrow at the base indicates the area is '面積300㎡超' (over 300㎡).
② 土石の堆積の面積が500㎡を超える 最大時に堆積する面積が500㎡超となる土石の堆積	 The diagram shows a trapezoidal pile of stones (土石) on a rectangular base. A vertical arrow on the left indicates the height is '高さ 50cm以上' (50cm or more). A horizontal arrow at the base indicates the area is '面積500㎡超' (over 500㎡). 【県細則の規定】(県細則第26条) 堆積を行う前の地盤面と堆積後の土石の表面の標高差が50cmを超え、堆積をする面積が500㎡を超える場合は、許可が必要となります。

「土石の堆積」とは、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。

※「土石」とは

この法律でいう「土石」とは、「土砂」若しくは「岩石」又はこれらの混合物であり、一般に盛土の材料に用いられる礫、砂、粘土等のほか、製品として堆積される碎石や土質改良土等も含まれます。

※「一定期間」とは

「土石の堆積」の堆積が可能である「一定期間」とは、5年とします。

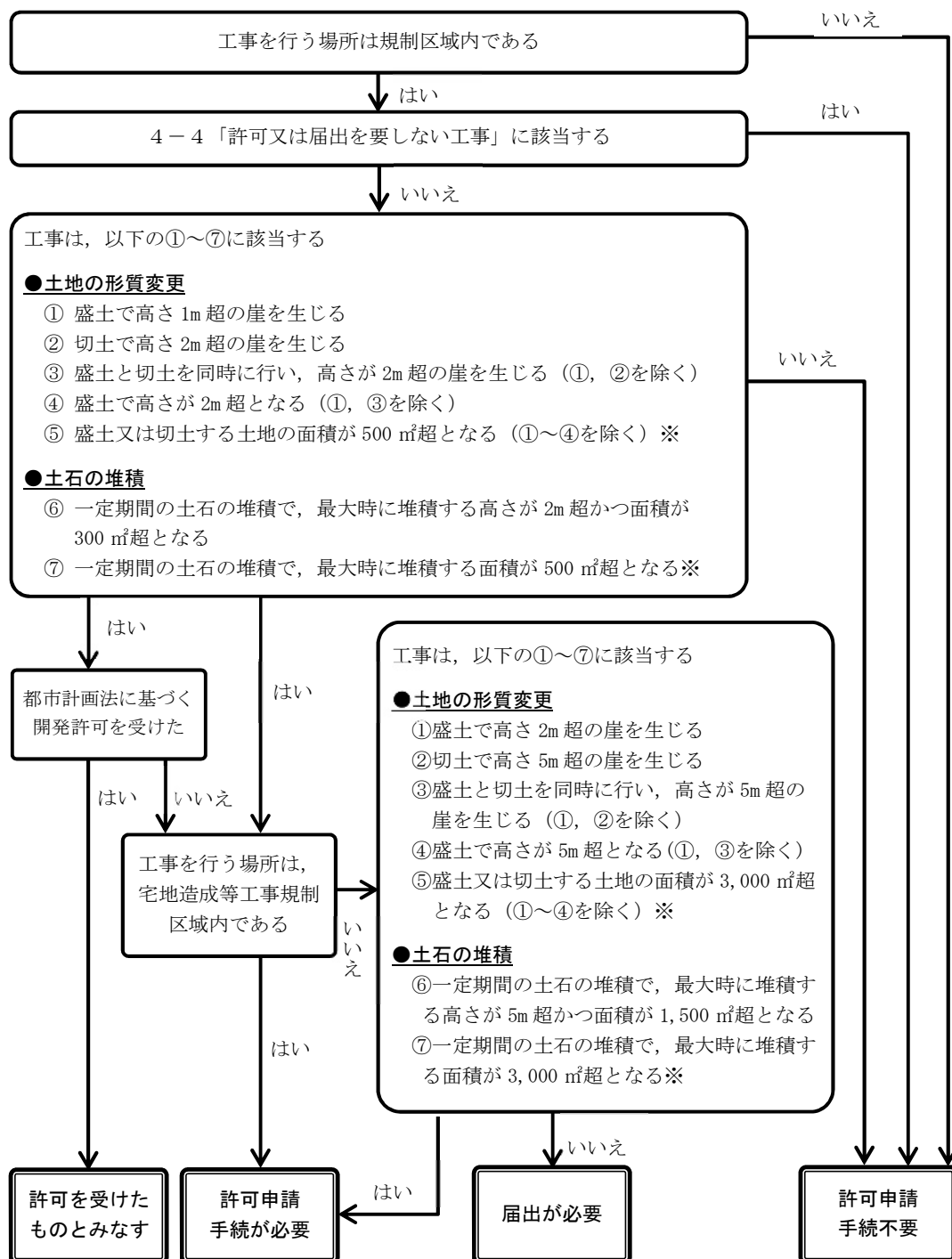
5年以上にわたって除却されない土石の堆積は盛土に該当するものとして安全性の評価等が必要となります。

第4章 盛土等に関する工事の許可等

4-1 盛土等に関する工事の許可申請・届出手続の要否

(法第12条, 第16条, 第30条, 第35条)

土地の形質の変更・土石の堆積に関する工事の許可申請・届出の要否については、下図をご確認ください。



※盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が50cm超となる場合

4-2 許可を要する工事（法第12条、第30条）

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。許可を要する工事は、下図に示すとおりです。

	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等 規制区域	イメージ図
土地の 形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超[1m超]の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超[2m超]の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超[2m超]の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く） ※崖を生じないもの	④ 盛土で高さが5m超[2m超]となるもの（①、③を除く） ※崖を生じないもの	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く） （※）	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超[500㎡超]となるもの（①～④を除く）	
一時的な 土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが5m超[2m超]かつ面積が1,500㎡超[300㎡超]となる土石の堆積	
	② 最大時に堆積する面積が500㎡超となる土石の堆積（※）	② 最大時に堆積する面積が3,000㎡超[500㎡超]となる土石の堆積	

※[]内の数値は特定盛土等規制区域における届出の規模要件

※盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が50cm超となる場合

4-3 (特定盛土等規制区域) 届出を要する工事 (法第27条, 第28条)

4-3-1 工事の届出 (法第27条)

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、下図に示す届出対象の規模に該当する工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する日の30日前までに、知事に届出書及び添付書類を提出する必要があります。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、別途の届出は不要です。

	特定盛土等規制区域	イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1 m超かつ2 m以下の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2 m超かつ5 m以下の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超かつ5 m以下の崖を生ずるもの (①, ②を除く)	
	④ 盛土で高さが2 m超かつ5 m以下となるもの (①, ③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500 m ² 超かつ3,000 m ² 以下となるもの (①~④を除く) (※)	
の堆積 一時的な土石	① 最大時に堆積する高さが2 m超かつ面積が300 m ² 超で、高さが5 m以下かつ面積が1,500 m ² 以下となる土石の堆積	

② 最大時に堆積する面積が500㎡超かつ3,000㎡以下となる土石の堆積（※）



※盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が50cm超となる場合

4－3－2 変更の届出（法第28条）

届出をした者は、工事の計画の変更をしようとするときは、工事に着手する日の30日前までに、知事に届け出なければなりません。

工事の計画を変更しようとする場合には、工事の変更計画届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

なお、都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、別途の届出は不要です。

4-4 許可又は届出を要しない工事

以下による他、「8-7 規制対象行為や許可不要工事等に関するQ&A」も参考にしてください。

4-4-1 公共施設用地において行う工事

法に基づく「公共の用に供する施設」において行う盛土等である場合は、許可又は届出は不要となります。（「3-1『宅地造成とは』」参照）

4-4-2 土地の形質を維持する行為

工事を行う目的が、耕起、整地、畝立、けい畔補修等の通常の営農行為や、森林において行われる林業行為、グラウンド等の維持管理等、土地の利用に応じ必要となる、構造上安全に影響を与えないような行為は、許可又は届出は不要です。

ただし、盛土や切土を伴うほ場の大区画化や田畑の転換工事等は許可等が必要となります。

区分	主な行為	補足説明等
↓ 土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） 盛土規制法の規制対象外	・耕起、代かき、整地、畝立て ・土壌改良材（たい肥等）の投入※¹ ・表土の補充※²・※³ ・けい畔の新設・補修・除去 ・農業用暗渠排水の新設・改修 ・樹園地における樹木の改植 ・耕作道の維持管理 ・盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※¹：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとしない。 ※²：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が（ア）降雨によって流出した場合や（イ）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。 表土の補充のイメージ ①表土の補充前の地盤面（——） ②表土の補充後の地盤面（——） ③表土の補充後で軟化して後の地盤面（-----） ※³：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第10号ロを踏まえて50cmを超えないもの。

↓ 土地の形質の変更に該当する行為 盛土規制法の規制対象となりうる行為	・ほ場の大区画化・均平・勾配修正 ・盛土を伴う田畑転換 ・盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ・農業用施設用地の整備 ・農道の整備	ほ場の大区画化のイメージ 盛土を伴う田畑転換のイメージ
--	---	---

「土地の形質を維持する行為」に関する確認や相談等については、県盛土対策室のほか、「通常の営農行為」については県農村振興課（連絡先：099-286-3116）でも対応します。

4-4-3 工事の規模

工事の規模が、第3節 3-4「土地の形質の変更」や3-5「土石の堆積」に該当しない場合は、許可又は届出は不要です。

4-4-4 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

鉱山保安法に則した鉱業上使用する特定施設の設置の工事等や、採石法に則した認可を受けた採取計画に係る工事等、他法令の基準等によって盛土等の安全性が確保されている工事については、許可又は届出は不要です。

他法令の基準等により盛土等の安全性が確保されている工事

政令	○ 鉱山保安法	鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
	○ 鉱業法	鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
	○ 採石法	岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
	○ 砂利採取法	砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
省令	○ 土地改良法	土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に付帯する事業、土地改良事業に準ずる事業
	○ 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	○ 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
	○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処分等
	○ 土壤汚染対策法	汚染土壌の搬出又は処理等
	○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	
	○ 国又は地方公共団体が非常災害のために必要な応急措置として行う工事	
	○ 工事の施工に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を該当工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの	

「土地改良事業に準ずる事業に該当する行為であるか」等、土地改良事業に関する確認や相談等については、県農地整備課事業調整係（連絡先：099-286-3236）へご連絡ください。

4-4-5 その他の許可・届出不要工事

【運用基準】

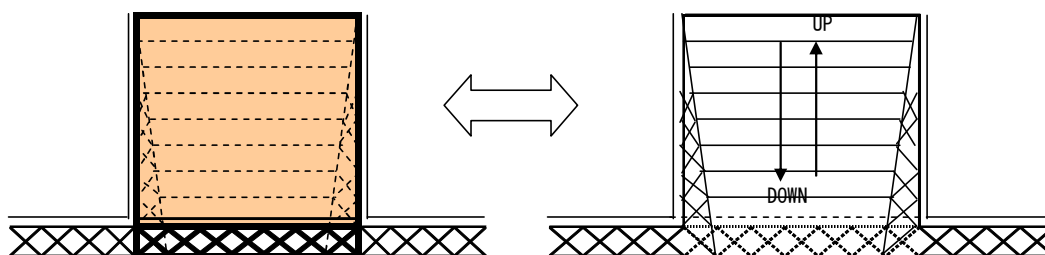
(1) 土地の形質の変更

次に掲げる行為を行う場合は、「土地の形質の変更」に該当する規模の造成であっても、原則として許可又は届出を要しない行為とします。

なお、この場合において、設置する擁壁の高さが2mを超える場合は、別途、建築基準法に基づく工作物の確認を受ける必要があります。

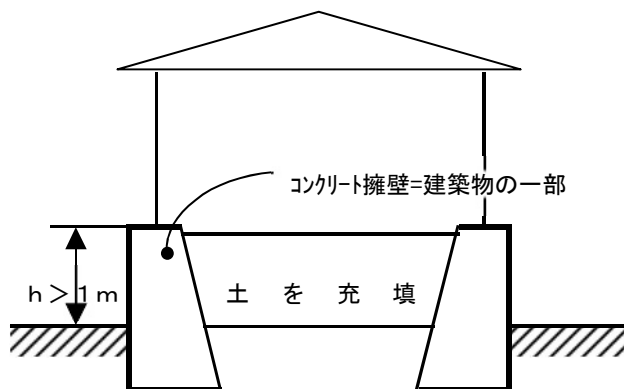
① 階段及び人道用スロープの築造又は閉塞

階段及び人道用スロープの築造又はそれらを閉塞する工事



② 建物基礎

建物と構造上一体と見なせる高さ1mを超える擁壁の築造については、建築物の一部とみなします。

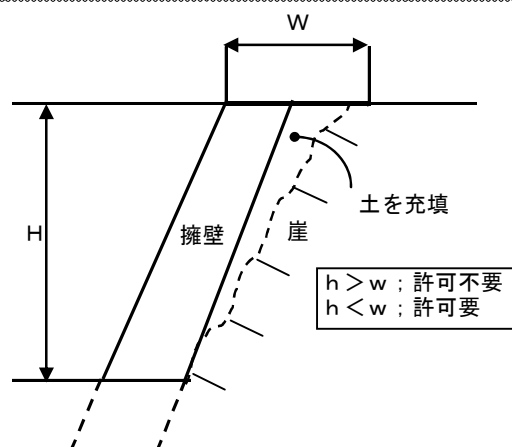


③ 法面保護，既存擁壁の再構築

防災上の目的で老朽化した既存の擁壁を撤去し、同一箇所に再構築する場合や崖に擁壁を設置する法面保護の行為で、次の図に示す擁壁高さ(H)と切土又は盛土による敷地が広がる幅(W)の関係が、「 $H > W$ 」となる場合は、許可又は届出は不要とします。

ただし、既存の擁壁の再構築や崖への擁壁設置に合わせて、新たな土地利用を図

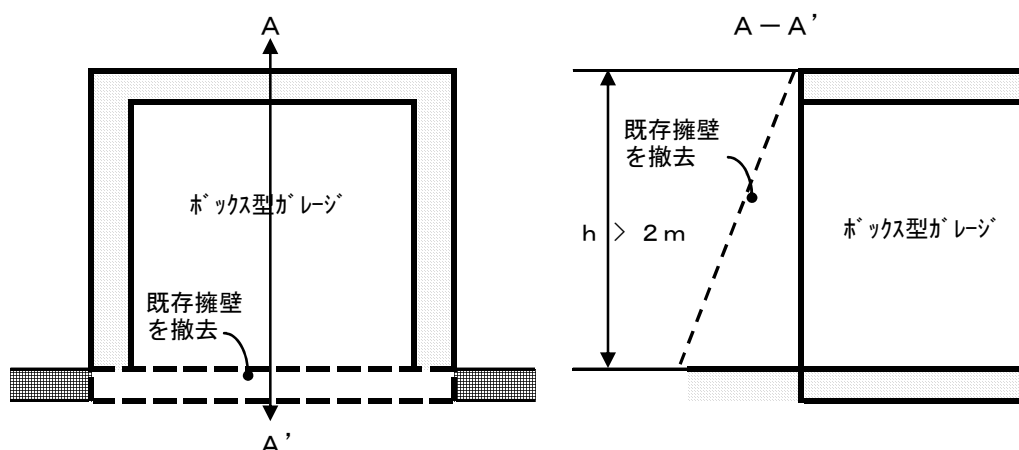
る目的で宅地の拡幅を行う場合は、許可又は届出が必要になります。



④ 掘車庫の設置又は閉塞

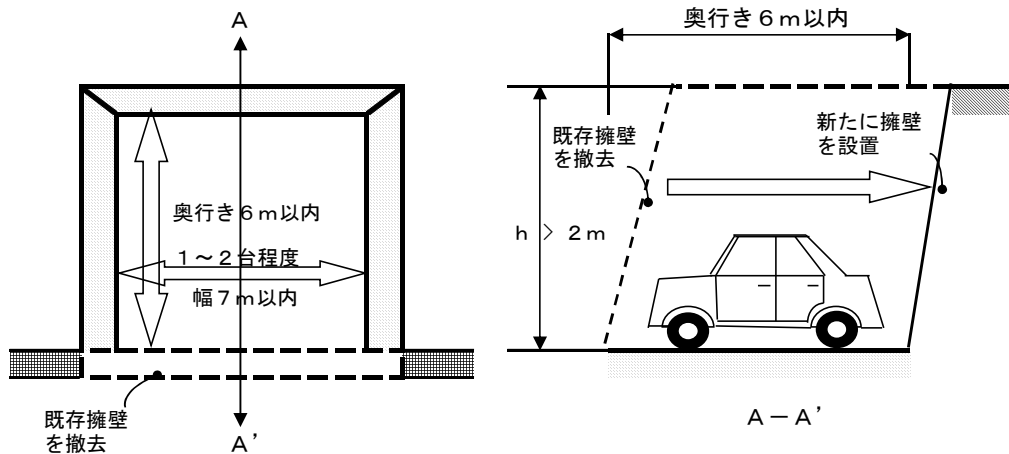
既存の宅地において高さが2mを超える切土を行い、ボックス型ガレージを設置する行為（又はそれらを閉塞する行為）。

なお、ボックス型ガレージについては、建築物であるため、建築確認を受ける必要がありますので、建築基準法の担当窓口に相談してください。



⑤ 切車庫の設置又は閉塞

既存の宅地において高さが2mを超える切土を行い、駐車台数2台程度（原則幅7m以内、奥行き6m以内）の切車庫を設置する行為（又はそれらを閉塞する行為）については、許可又は届出は不要とします。



(2) 土石の堆積

次に掲げる行為を行う場合は、「土石の堆積」に該当する規模であっても，原則として許可又は届出を要しない行為とします。

① 工事現場等における仮置き

工事の施行に付随して行われるものであって，当該工事に使用する又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するものについては，許可又は届出は不要とします。

【解説】

工事現場等における仮置きに該当する工事は，以下の事項を満たすものでなければなりません。

ア 土石の性質

- ・ 工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・ 当該土石は，本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

イ 堆積する場所

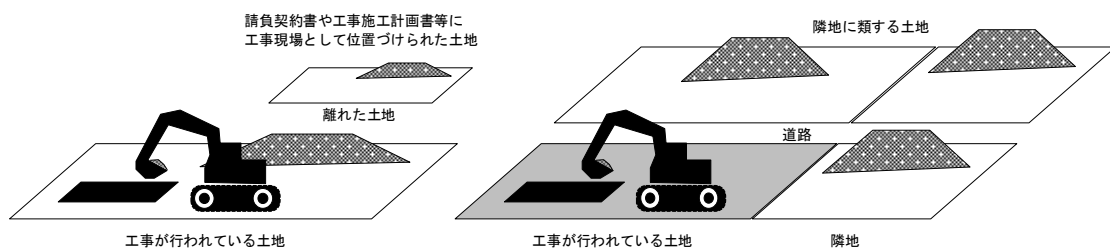
- ・ 工事が行われている土地若しくはその隣地等又は請負契約図書，工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）

ウ 堆積期間

- ・ 原則として本体工事の着工から完了までの期間

なお，この場合において，以下の事項を記載した看板を，堆積を行う現場の付近かつ公衆の見やすい場所に掲示してください。

- ・ 工事に付随する土石の堆積であること
- ・ 土石の堆積期間
- ・ 工事主及び工事施行者の氏名及び連絡先



＜「工事現場等における仮置き」の「堆積する場所」イメージ図＞

※「盛土規制法に係る手引（東京都）」を一部加筆修正

② 土石の堆積の特例

以下の土石の堆積については、許可又は届出は不要とします。

- (1) 試験、検査等のための試料の堆積
- (2) 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- (3) 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30 度以下のもの
- (4) 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積（主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等を除く）

4-5 国又は都道府県等の特例（法第 15 条、第 34 条）

国、鹿児島県、鹿児島市が、宅地造成等工事規制区域内、若しくは特定盛土等規制区域内において行う盛土等に関する工事については、知事（許可権者）との協議が成立することをもって、許可があったものとみなします。

【解説】

この場合においても、法第 13 条、第 31 条の技術的基準は遵守しなければなりません。

工事施工時には法第 18 条又は第 37 条に基づいた中間検査や、法第 19 条又は第 38 条に基づいた定期報告、工事完了時は、法第 17 条又は第 36 条に基づく完了検査が必要です。

知事は許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができます。

4-6 都市計画法による許可の特例（法第 15 条，第 34 条）

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については，盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。

許可後の手続及び規制については，都市計画法の規定のみならず，盛土規制法の規定も適用されることとなるため，留意が必要です。

内容については，下表のとおりです。

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	法第 11 条・29 条	－	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表，通知 等	法第 12 条・30 条	－	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第 13 条・31 条	<u>適用</u>	都市計画法第 33 条第 1 項 7 号より引用
許可証の交付又は不許可の通知	法第 14 条・33 条	－	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第 16 条・35 条	－	都市計画法の規定に従う
完了検査等	法第 17 条・36 条	－	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第 18 条・37 条	<u>適用</u>	
定期の報告	法第 19 条・38 条	<u>適用</u>	
監督処分	法第 20 条・39 条	<u>適用</u>	
標識の掲示	法第 49 条	<u>適用</u>	

開発許可については，県建築課監察指導係へご連絡ください。

（連絡先：099-286-3739）

4-7 許可申請・届出に係る工事面積

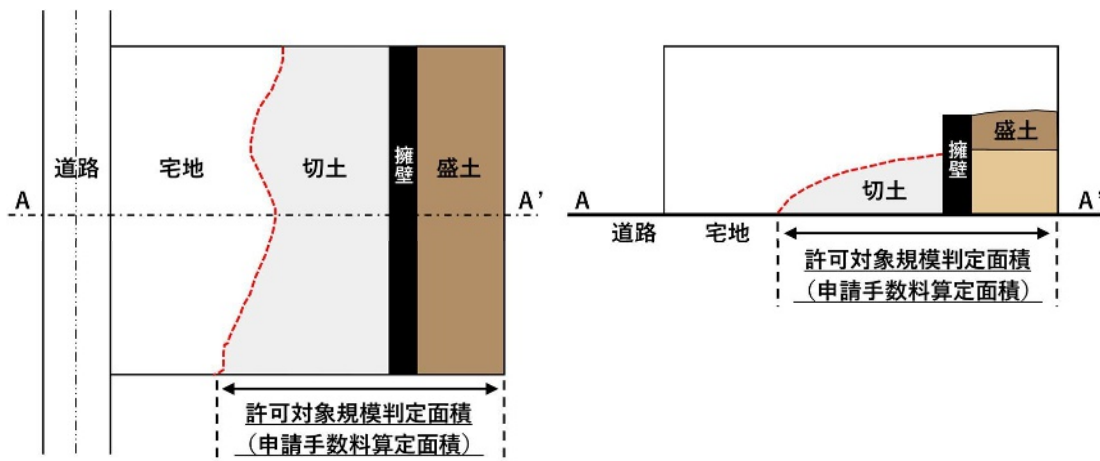
「土地の形質変更」及び「土石の堆積」に係る工事面積は以下のとおりとします。

以下の図中の「許可対象規模判定面積」は、面積によって許可・届出の対象かどうかを判断する場合に参照する範囲を示しており、当該面積が許可対象規模未満の場合であっても、高さの要件により許可・届出に該当する場合があるので、注意してください。

なお、「許可対象規模判定面積」は、申請手数料の算定にも用います。

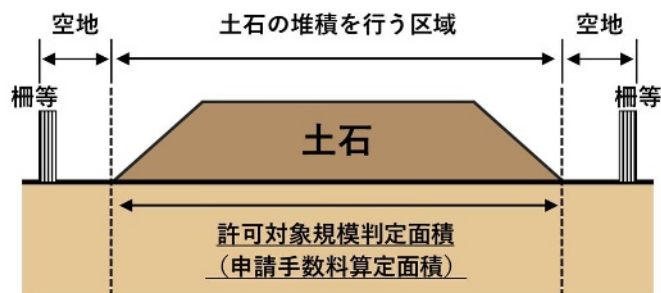
4-7-1 土地の形質変更

許可申請書や届出書の「盛土又は切土をする土地の面積」欄は、以下の許可対象規模判定面積を記入してください。



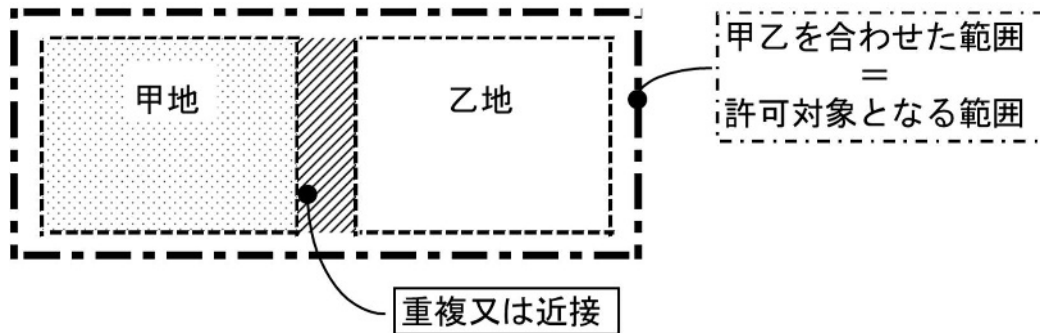
4-7-2 土石の堆積

許可申請書や届出書の「土石の堆積を行う土地の面積」欄は、以下の許可対象規模判定面積を記入してください。



4-8 一体造成等について

一体造成等とは、既に盛土等工事が完了した土地(許可不要の場合も含む。以下「甲地」という。)の隣接・近接地における盛土等工事(許可不要の場合も含む。以下「乙地」という。)が、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断して、一連のものと認められる場合のことであって、甲地と乙地を合わせた範囲が許可の対象となります。

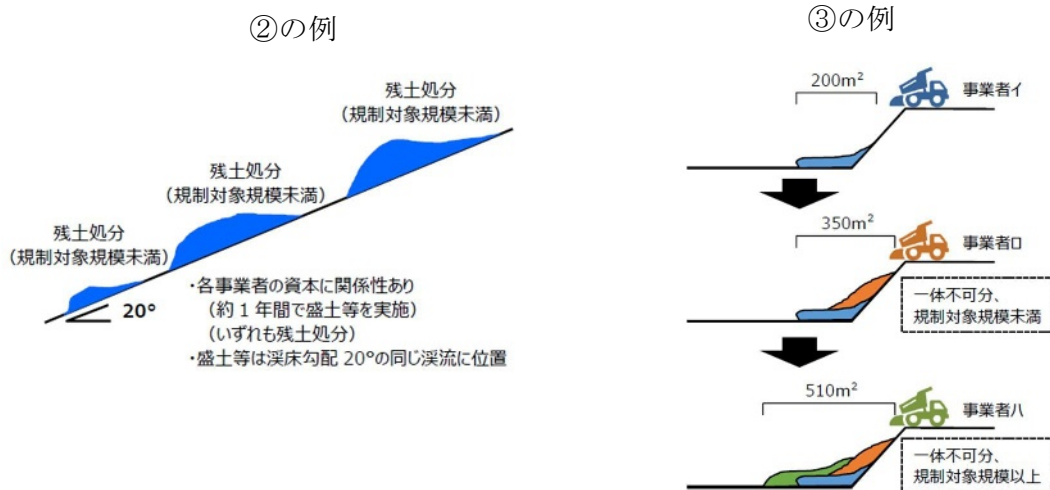


4-8-1 事業者の同一性

事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合等があります。

4-8-2 物理的一体性

複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、②複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、影響を及ぼすおそれのある場合や、③同じ場所に盛土等が繰り返行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合があります。



※「不法・危険盛土等への対処方策 ガイドライン」(国土交通省, 令和5年5月)

4-8-3 機能的一体性

事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。

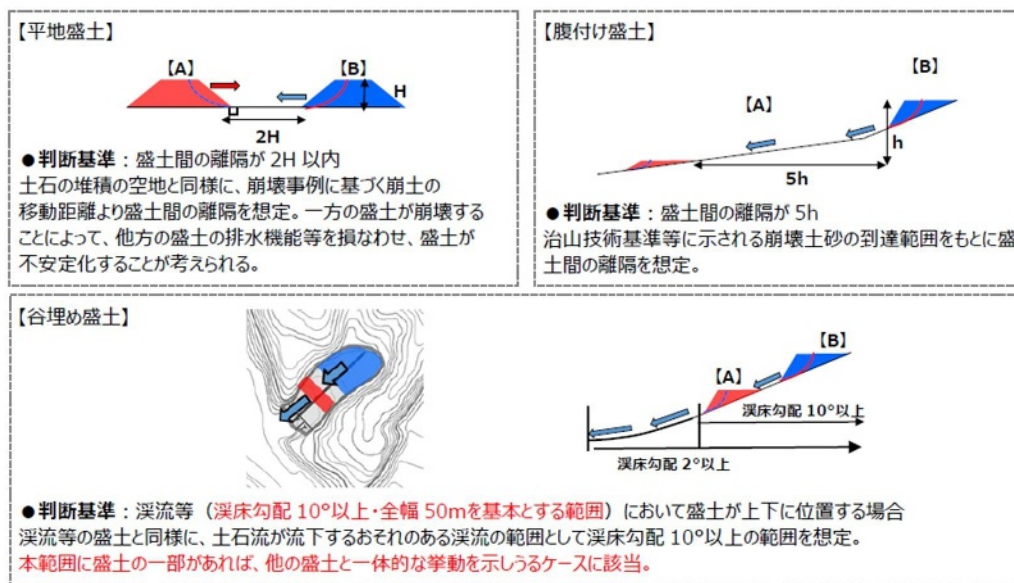
4-8-4 時期的近接性

甲地と乙地の造成等が行われた時期が概ね2年以内のものは、一体性があるものとして扱います。

4-8-5 判断基準について

具体的な判断基準としては、「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合には一体の盛土等であるとして判断します。その際、「機能的一体性」や「時期的近接性」は、事業者が一体的に盛土等を行っている疑いがあるか否かを判断するために確認します。

また、「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合については、一体とみなします。



※「不法・危険盛土等への対処方策 ガイドライン」（国土交通省，令和5年5月）